

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	361	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	362	危険物施設検査等手数料の納付に係る指定納付受託者の指定について	デジタル戦略室
告示	363	男女共同参画推進センター使用料等の納付に係る指定納付受託者の指定の変更について	デジタル戦略室
告示	364	姫路市国際交流センター使用料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	国際交流センター
告示	365	姫路市男女共同参画推進センターの使用料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	男女共同参画推進センター
告示	366	国民健康保険料等の歳入の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定の取消しについて	納税課
告示	367	国民健康保険料等の歳入の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	納税課
告示	368	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
公告	327	播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務に係る公募型プロポーザルの実施について	観光コンベンション室

姫路市告示第 361号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市下手野3丁目10番17号

サンハイム下手野 C-209号

秋定 周太

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 362号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

危険物施設検査等手数料の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、危険物施設検査等手数料の納付について、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

P a y P a y 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

3 指定納付受託者に指定をした日

令和8年（2026年）7月1日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

(1) 姫路東消防署における姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年3月29日姫路市条例第14号）第2条各号に掲げる手数料

(2) 姫路西消防署における姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年3月29日姫路市条例第14号）第2条各号に掲げる手数料

(3) 飾磨消防署における姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年3月29日

姫路市条例第 14 号) 第 2 条各号に掲げる手数料

(4) 網干消防署における姫路市消防事務手数料徴収条例 (平成 12 年 3 月 29 日

姫路市条例第 14 号) 第 2 条各号に掲げる手数料

(5) 中播消防署における姫路市消防事務手数料徴収条例 (平成 12 年 3 月 29 日

姫路市条例第 14 号) 第 2 条各号に掲げる手数料

姫路市告示第 363号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

男女共同参画推進センター使用料等の納付に係る指定納付受託者の
指定の変更について

男女共同参画推進センター使用料等の納付に係る指定納付受託者の指定について
(令和6年姫路市告示第330号)において告示した指定納付受託者の指定を下記の
とおり変更するので、姫路市会計規則(昭和42年姫路市規則第24号)第26条の
3第3項の規定において準用する同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定納付受託者の名称
PayPay 株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 3 指定納付受託者の指定を変更する日
令和8年(2026年)7月1日
- 4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

変更前	変更後
(1) 姫路市男女共同参画推進センタ ー条例(平成13年姫路市条例 第4号)第9条第1項及び第2 項に掲げる使用料	(1) 姫路市男女共同参画推進センタ ー条例(平成13年姫路市条例 第4号)第9条第1項及び第2 項に掲げる使用料

(2) 姫路市国際交流センター条例 （平成 13 年姫路市条例第 2 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げる使用料 (3) 建築指導課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に掲げる手数料 (4) 姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 12 号）第 2 条第 1 項第 72 号及び第 73 号に掲げる手数料 (5) 姫路みなとドーム条例（平成 12 年姫路市条例第 9 号）第 9 条第 1 項に掲げる使用料 (6) 農政総務課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に掲げる手数料 (7) 城内図書館史料整理室における市史売払収入	(2) 姫路市国際交流センター条例 （平成 13 年姫路市条例第 2 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げる使用料 (3) 建築指導課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に掲げる手数料 (4) 姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 12 号）第 2 条第 1 項第 72 号及び第 73 号に掲げる手数料 (5) 姫路みなとドーム条例（平成 12 年姫路市条例第 9 号）第 9 条第 1 項に掲げる使用料 (6) 農政総務課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に掲げる手数料 (7) 城内図書館における市史売払収入
--	---

姫路市告示第 364号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国際交流センター使用料の徴収事務に係る指定公金事務取扱
者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、姫路市国際交流センター使用料の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社警備ひやく
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
姫路市飾磨区下野田二丁目 313 番地 1
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年（2026年）7月1日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等の種類
姫路市国際交流センター使用料

姫路市告示第 365号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市男女共同参画推進センターの使用料の徴収事務に係る指定公
金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、姫路市男女共同参画推進センターの使用料の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社警備ひやく
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
姫路市飾磨区下野田二丁目 313 番地 1
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年（2026年）7月1日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等の種類
姫路市男女共同参画推進センターの使用料

姫路市告示第 366号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

国民健康保険料等の歳入の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定の取消しについて

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立施設教育・保育給付費利用者負担金、私立施設教育・保育給付費利用者負担金、延長保育市立施設利用者負担金、一時預かり利用者負担金、児童給食費負担金、放課後児童クラブ負担金、放課後児童クラブ傷害保険料及び学校給食費の収納事務について下記のとおり指定公金事務取扱者の指定を取り消したので、姫路市会計規則（昭和42年姫路市規則第24号）第26条第5項の規定により告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社N T T ドコモ

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

3 指定公金事務取扱者の指定を取り消した日

令和8年（2026年）7月1日

4 指定公金事務取扱者が取り扱っていた歳入の種類

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立施設教育・保育給付費利用者負担金、私立施設教育・保育給付費利用者負担金、延長保育市立施設利用者負担金、一時預かり利用者負担金、児童給食費負担金、放課後児童クラブ負担金、放課後児童クラブ傷害保険料及び学校給食費

姫路市告示第 367号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

国民健康保険料等の歳入の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定に基づき、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立施設教育・保育給付費利用者負担金、私立施設教育・保育給付費利用者負担金、延長保育市立施設利用者負担金、一時預かり利用者負担金、児童給食費負担金、放課後児童クラブ負担金、放課後児童クラブ傷害保険料及び学校給食費の収納事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年（2026年）7月1日

4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間

令和8年（2026年）7月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入の種類

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立施設教育・保育給付費利用者負担金、私立施設教育・保育給付費利用者負担金、延長保育市立施設利用者負担金、一時預かり利用者負担金、児童給食費負担金、放課後児童クラブ負担金、放課後児童クラブ傷害保険料及び学校給食費

姫路市告示第 368号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達
について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市北条252番地12 市営北条住宅6棟13号

吉田 良一

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市公告第 327号

令和 8年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務

(2) 業務内容

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務要求水準書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限金額

16,560,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033668.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市 観光経済局 観光コンベンション室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2121